

山口大学理学部危険物屋内貯蔵所・薬品貯蔵庫利用申し合わせ

平成16年4月1日

1. 理学部危険物屋内貯蔵所および薬品貯蔵庫（以下「貯蔵所」という。）の管理・運営のため、以下の事項を定めるものとする。
2. 貯蔵所に格納する危険物は、以下に掲げる薬品とする。

危険物屋内貯蔵所：第4類危険物

- ・特殊引火物 ジエチルエーテル 54 L
- ・第一石油類（非水溶性） ヘキサン 54 L ベンゼン 36 L
石油エーテル 18 L THF 36 L トルエン 36 L 酢酸エチル 54 L
- ・第一石油類（水溶性） アセトン 36 L
- ・アルコール類 270 L
- ・第二石油類（水溶性） 酢酸 18 L

薬品貯蔵庫

- ・クロロホルム 233 L
- ・硫酸 78 L
- ・アンモニア 20 L
- ・四塩化炭素 5 L

3. 貯蔵所の管理・運営に関する主任者として保安監督者を置く。保安監督者は、危険物の取扱いにおける保安の監督・指導および貯蔵所の実態の把握を行う。
4. 貯蔵所を使用する者は、保安監督者に申し出て、研究室の保管場所の指定を受け、貯蔵所の鍵を受け取る。保管場所には、研究室名・責任者名及び連絡先を明記しなければならない。
5. 貯蔵所の使用者は、使用にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 危険物は、容器に講座名を明記し、指定された場所に整頓して収納すること。
 - 出し入れの際には、必ず研究室の使用簿及び貯蔵所の使用簿に記録すること。
 - 貯蔵所への関係者以外の出入りを禁止し、危険物を取り扱いは、危険物取扱者の資格を持った者が行うか、もしくは危険物取扱者の立ち合いのもとで行うこと。
 - 容器を転倒させたり、引きずるなどしないこと。また、溶媒を移す際に、容器からあふれたり、飛散させたりしないように努めること。
 - 貯蔵所内および周辺にて火気を使用しないこと。
 - 貯蔵所内は常に整理整頓し、所定の危険物以外のものを貯蔵したり、指定場所以外に危険物を貯蔵したりしないこと。
 - 異常を発見したときには、直ちに保安監督者まで連絡すること。